平成２７年（フ）第１５３号
横浜市港北区菊名２丁目20番４号　芙蓉ハイツⅡ103号
債務者　秋山みどり
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８号
東京都福生市大字福生1291番地３
債務者　若林　正巳
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６号
長崎県佐世保市権常寺町509番地１　シティシャトレＫ101、前住所長崎県西海市大島町1786番地　浜町団地Ｅ棟305号
債務者　相知　一義
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
長崎県佐世保市天神３丁目2571番地
債務者　池田　秋子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
長崎県佐世保市大黒町23番12号　松枝アパート、前住所山口県岩国市旭町１丁目２番27号
債務者　藤本　幸博
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第８４号
神戸市西区櫨谷町寺谷字櫨谷1242―118
破産者　有限会社兵庫制御機器
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
岡山県倉敷市児島唐琴４丁目15番３号
破産者　角南　良子
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０号
北海道旭川市大町三条８丁目2397番地54
破産者　株式会社総建設計事務所
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
北海道旭川市台場二条２丁目４番１号
破産者　有限会社ジーエムシー杉野
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
釧路市阿寒町新町１丁目11番４号
破産者　阿寒町森林組合
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
福島県郡山市大槻町字向原114番地　郡山市総合地方卸売市場中央管理棟２Ｆ
破産者　有限会社三鈴商事
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６６４号
東京都福生市武蔵野台２丁目12番地７、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市新町５丁目23番地の38
破産者　森田　省二
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０９４号
東京都青梅市小曾木１丁目3363番地の１
破産者　青木　繁夫
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１６号
山梨県上野原市上野原1031番地２ハイツ塚場101号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市長房町418番地22
破産者　小林　信夫
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２１号
神奈川県平塚市出縄441番地
破産者　豊栄運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７１号
金沢市高畠３丁目52番地
破産者　有限会社千代産業
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
三重県伊賀市上之庄1282番地の２
破産者　ネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第７号
三重県志摩市大王町名田382番地１
破産者　飯田　茂夫
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
奈良県桜井市大字大西258番地の１
破産者　堤野商事株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所